

11月15日に高裁が棄却決定

「砂川事件の再審請求は『免訴』の対象ではない」

去る11月15日に、東京高裁・秋葉康弘裁判長は、われわれの「免訴判決」を求める砂川事件再審請求に対して、「本件は刑事訴訟法337条6号にある『免訴事由』に当たらない」として請求棄却の決定を出した。「刑訴法には、①確定判決を経た時、②犯罪の適用法令が改廃された時、③大赦があった時、④時効が成立した時——の4事由が免訴判決を出す事由として挙げられている。ところが、この4事由は例示的なもので4事由以外の事由でも『免訴判決』が適用されるという学説が刑法学者の間では定着しつつあり、最高裁でも高田事件(*)などのように「免訴判決」が出された判例がある。高裁決定は「高田事件は、憲法37条1項の迅速な裁判の保障条項に明らかに反する異常な事態が生じていた」から「免訴判決」が出されたもので、「『公平な裁判所』に関する再審事由として裁判官等に職務犯罪があった場合のみが定められている」として「(本件のように)『免訴判決』を求めて再審請求をすることまで認めてはいない」と述べている。田中裁判長が審理中の裁判情報を一方の当事者(被害者の立場)に伝えるという憲法に定める「公平な裁判」を自ら破ったことは不問に付したままで、棄却決定を出したのである。

●「高田事件」については本ページに註あり。

●証拠の一覧・資料は3ページ以下にあり。

(*) 高田事件：1952年に、数十人の集団が名古屋市内の瑞穂警察署管内高田派出所を襲撃した事件とその直前に起きた同時多発事件の総称で、関連する他の事件の裁判が長引き、当事件の裁判が15年も開かれないままであったため、最高裁が1972年に憲法37条1項「被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を受ける」として免訴判決を言い渡した。

「地裁は請求人の主張に入り込み過ぎ」と高裁は言う

秋葉裁判長は、昨年3月6日の東京地裁・田邊裁判長の決定は「砂川事件審理の最高裁大法廷が『公平な裁判所』ではなかったという請求人らの主張」に重きを置き「請求人らの提出した証拠(**)アメリカ公文書館で発見されたマッカーサー大使の国務省宛のマル秘報告書を検討し判断している点是不適切ではあるが、結論自体には誤りはない」と述べている。東京地裁は、証拠に書かれている事実やマ

大使らが田中耕太郎最高裁長官・裁判長と密かに会って得た裁判情報を、「最高裁長官が国際礼讓でマ大使らと会うことは当然あり、田中裁判長が審理中の裁判情報などを具体的に語るはずがない、マ大使らが田中の一般的裁判状況を述べたことからマ大使らは具体的な状況を推測して本国に報告したのであろう」として「田中が『公平な裁判』を汚す行為があったとは言えないという無理な抗弁をして棄却決定を出した。高裁決定は、地裁のように証拠の無理なこじつけ読みをせずに、「免訴」の条件論を理由に棄却すれば、「見解の相違」ということになって簡単である、と言っているのである。

()** 本ニュースの末尾3ページ、一覽■資料=を参照

地裁・田邊裁判長は、高裁決定が言うように再審請求の事由を問題にしなかったのではない。1審の中で、弁護人側が、刑訴法525条6号は「①免訴を言い渡すべき事案であること、②免訴を言い渡すべき明らかな証拠があること、③同証拠が新たに発見されたこと」のいずれにも該当することを述べ、免訴再審と非常上告との関係を視野に入れて免訴再審に関わる判例・学説を調査し「本件が判例・学説上、免訴を求められる」ことを学説・判例のコピーを一部提出したところ、田邊裁判長がこのコピーを陪審裁判官も読めるように3部ほしいと弁護側に求め、弁護側は、コピー3部を提出した事実がある。地裁は、免訴再審の学説と判例を十分に検討し、弁護人が主張した免訴・再審請求を法的構成面で棄却することはできないと判断したのであろう。したがって、地裁の棄却決定理由には、免訴再審と非常上告との関係については触れられていない。

高裁が短い決定文に9か月もかかったのは謎？

また、高裁決定の経過については、本年の2月17日に土屋請求人などが傍聴人なしの法廷で意見陳述を行った際、「決定は、今日の意見陳述後2-3か月かかる」と述べた。しかし、8月になっても何の連絡もなかったため8月末に弁護側から3者協議の設定を高裁に求め決定の発表の時期を問うたのに対し、9月12日に「当初の予定より手間取っている」という答えが返ってき、ようやく11月2日になって「決定交付の準備ができた」という連絡があり、11月15日と決まったのである。決定書は僅か6ページの本文しかない短いものである。6ページの決定書（地裁決定書は39ページ）を書くのに当初の2~3か月の予想をはるかに超えて9か月もかかったのが誠に不可解である。経験豊富な高裁裁判長（官）がこんな決定を書くのにそんなに時間が必要とは考えられない。何があったのだろうか。法律上も政治的にも重要な裁判であるか故に、秋葉裁判長が最高裁などに決定案を示し何らかの指示を仰いだのではないかなどという想像もできるが、事実は探りようもない。謎である。

政治に屈服した司法の姿の表れ—地裁決定・高裁決定

高裁決定は、憲法37条の被告の人権を守るための裁判の「迅速」「公平」という大原則にはいささかも触れてない。判例・学説を全体的に見ずに都合のよい部分だけを採っての決定である。地裁決定は証拠の無茶読みをして、高裁決定は「免訴事由が4つに限られる」として、いずれの決定も「請求棄却」を前提にして理由を後から付けたとしか言いようがない。

両決定とも、田中耕太郎の憲法違反の行為を不問に付し、集団的自衛権行使容認や諸安保関連法の法的根拠に安倍政権が使った砂川事件最高裁判決を無効にする再審を避け、政治情勢に適応する結論を出した、と言える。1959年12月16日に、田中耕太郎最高裁長官は、「日米安保条約に基づく米軍駐留は、憲法9条に違反」とした伊達判決（1959年3月30日）を破棄し、「重要な外交条約は司法判断の対象外で政治が優先をする」といういわゆる「統治行為論」を司法上の判例にした人物。この後すぐに米国などの推薦で国際司法裁判所裁判官にもなって司法界の大御所となっている。司法を政治に従属させ、司法の憲法判断が限定的になっている現在、司法にその立ち位置を作った田中耕太郎批判を避けたのが、両決定である。結果は「棄却」となる可能性が高いであろうが、われわれは期限いっぱいの11月20日に、最高裁に特別抗告を行った。あくまでも憲法を守る一つの運動として最高裁に対し、「憲法の守り手」としてのわれわれの立ち位置を求めて行く。

■資料：アメリカ公文書館（NARA）：マッカーサー大使発の電報、航空書簡一覧（時期順）

▼電報2200：4月24日午後4時

- ◆最高検（事実上、東京地検）は4月22日に、最高裁に上告趣意書の提出期限を6月15日に設定。
- ◆外務省から「大法廷の審理はおそらく7月半ばに開始」という報告があるも判決時期の推測は今は無理。
- ◆私的な会話で、田中裁判長は「本件の優先権は与えられているが判決まで数ヶ月はかかるであろう」と。

▼航空書簡G-73：8月3日

- ◆共通の友人宅で、田中は主席公使（レンハート）に対し「砂川事件の判決は12月であろう」と語った。「弁護団はあらゆる法的手段を試み結審を遅らせようとしているが、裁判長は法的問題の閉じ込める決心を伝えた。口頭弁論を9月初旬の週から1週につき2回、午前と午後を開廷し3週間で終わらせる。」
- ◆「問題は、その後で14人の同僚裁判官の多くが長々と弁じたがることだ。結審後の評議は実質的な全員一致を生み出し、世論を揺さぶる少数意見を回避したいと願っている。」と語った。
- ◆コメントー外務省と自民党の情報源から「新安保条約の国会提出を12月開始の通常国会まで遅らせたのは、砂川事件判決が秋までに出ないことが影響している」と伝えられた。

▼航空書簡G-230：11月6日

- ◆田中との最近の非公式会談で、田中は「判決は来年の初めまでには出せるようにしたい。」
- ◆「重要なことは、裁判官全員が適切かつ現実的な基本的基準を基盤に事件に取り組むことである。裁判官の事件に接近する観点が、『手続き上』（伊達判決は米軍の合憲性を裁定する権限がないのに逸脱している）、『法律上』（米軍駐留に基づく法律問題自体に取り組むべき）、『憲法上』（条約が憲法より優位にある）の3点からに分かれている」と田中は示唆した。
- ◆裁判長は、下級審が覆されるであろうと思っており、印象であった。彼は「できるだけ多くの裁判官が憲法上の争点につき裁定することが重要」と考えている印象を受けた。「伊達判決は憲法上の争点に判断をくだすことが全く誤っていた」と語った。